

日本赤十字豊田看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1941（昭和16）年に開設された、日本赤十字社愛知県支部病院救護看護婦養成所に始まり、組織改編を経て、2004（平成16）年に愛知県豊田市に設立された。2010（平成22）年に大学院看護学研究科修士課程、2016（平成28）年に博士後期課程を設置し、現在1学部1研究科を有する大学として、理念・目的に基づく教育研究活動を展開している。

2010（平成22）年度の本協会の大学評価（認証評価）後、法人の中期計画に基づき、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までを期間とする「第二次中期計画」を策定し、点検・評価の責任主体である「経営会議」でこれに基づくアクションプランを作成し、四半期ごとに検証を行うこととしている。2014（平成26）年に「経営会議」のもとに「教育の質保証委員会」を設置することで、定期的な点検・評価を行う体制を整備した。また、開学と同時に設置されたヘルスプロモーションセンターは、2014（平成26）年に運営に関する規程を整備し、「地域の保健・医療・福祉の向上に関すること、及び全学的な地域連携に関すること」を活動の方針として定めた。これにより、これまで行ってきた地域住民との直接の触れ合いを重視した公開講座や豊田市との包括連携を基盤にした健康的な公共政策づくりを目指した取組みなどを一層積極的に行っている。さらに、このセンターが今後は、全学的な地域連携の活動に向け、現在は個々の活動となっている学生サークルによるボランティア活動の管理を含めて学内の社会貢献活動を整理し、包括的な活動へと発展させることが期待される。

一方で課題としては、研究科において、修士論文の審査基準と特定課題の審査基準が分けられていないことについては改善が望まれる。今後は、2014（平成26）年に整備した「教育の質保証委員会」が中心に行っている教育の質保証及び質の向上にむけた取組みを進めていくことが望まれる。

III 各基準の概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、赤十字理念を基調とした「人道」を大原則とする建学の精神を基盤に、教育理念を「人道的任務を達成する看護専門職の育成と看護学の発展に寄与すること」としている。これに基づき、教育目的を学部では「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」、研究科においては、修士課程では「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職員としての高い能力を培うこと」、博士後期課程では「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」と定め、学則及び大学院学則に明記している。

これらの教育理念・目的は、『学生便覧』に掲載し、『大学案内』、ホームページ等で一般に向けて公表している。さらに、教育理念・目的を身につけさせる体制として、学部において赤十字科目を専門基礎科目、専門科目看護分野に位置付けて1年次から4年次まで配当しており、卒業時アンケートで学生に教育理念・目的が浸透しているかを確認している。なお、研究科を兼務していない教員への研究科の教育理念・目的の理解を促す必要があること、特に、博士後期課程は同法人内の5つの看護大学による共同看護学専攻という新たな形態の中で、教育理念・目的の周知について具体策を検討しており、2017（平成29）年度から『大学院学生便覧』に博士課程の教育理念・目的を掲載し、全教員に配付するとともに、新規採用教職員オリエンテーションにおいて説明している。

教育理念・目的の適切性の検証については、2014（平成26）年に設置された「教育の質保証委員会」を責任主体として取り組んでいる。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学では、教育理念・目的に基づいて、看護学部及び看護学研究科（修士課程・博士後期課程）を設けている。教育研究を進めるための組織について、2016（平成28）年度に見直し、学長のもとに看護学部、大学院看護学研究科、アドミッションオフィス（AO）、ヘルスプロモーションセンター、学術情報センター・図書館、事務局の組織を位置付けており、教育理念・目的を実現するためにふさわしい教育研究組織を概ね適切に設置している。なかでも、赤十字の基本原則に基づく貴大学の

理念を具現化するため、地域の保健・医療・福祉の向上、全学的な地域連携を目指してヘルスプロモーションセンターを開学時より設置している。

教育研究組織の適切性の検証については、教授会及び研究科委員会の意見聴取後、「経営会議」を責任主体として取り組んでいる。その結果に基づき、2013（平成 25）年度に委員会を再編し、2016（平成 28）年度には組織と委員会を区別し、「組織分掌規程」及び「運営組織図」を改正した。これらは、2017（平成 29）年度から運用を開始し、同年度中に「経営会議」で最終的な検証に取り組むことを予定している。

3 教員・教員組織

<概評>

大学として求める教員像については、「日本赤十字豊田看護大学の建学の精神・教育理念への理解を有すること」「教育と研究に対する情熱と将来展望を有すること」など4項目を「教員選考規程」に定めている。教員組織の編制方針については、看護学実習指導時間、大学院担当時間を考慮し、領域別の教員配置定数について学部のカリキュラムにおける科目数・時間数や実習時間数などに準拠して職位別の必要数を検討し、2017（平成 29）年7月の「経営会議」にて決定した「教員組織」に記載された教員の配置を教員組織の編制方針としている。なお、2019（平成 31）年度にカリキュラム改正を予定しており、それにあわせて教員組織の編制方針を新たに策定する予定である。これらの方針の周知は、各教員へは教員会議において報告するとともに、各領域会議において領域長の教授が構成員に報告している。

専任教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、その年齢構成に大きな偏りはみられない。学部の教員組織はカリキュラムに準拠して編制している。研究科修士課程の分野構成は、基礎看護学分野において学部との整合性を欠く現状を検証しており、カリキュラム改定に向け教員配置を整備し、基礎看護分野に新たに開設する看護管理の専門教員2名を配置する予定である。

採用・昇任等の人事については「教員選考委員会規程」に則って運用していたが、手続き等が不明瞭であったため、2016（平成 28）年度に「人事委員会規程」「教員の資格審査基準に関する規程」を改正した。また、「教員等人事手続規程」及び「教員選考規程」を新たに策定し、「人事委員会」が採用・昇任等について審議し、学長が決定するよう改めた。

教員の教育研究活動の業績評価については、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」に基づき、教育活動、研究活動、学内貢献、社会貢献で評価しており、全教員がこの評価項目に回答し、領域責任者に提出後、「教育職勤務評価委員会」で検討し、管理職は学長が確認して評価する。「教育職勤務評価委員会」では全体的な

傾向や教員全体の強みや課題を検討して、領域責任者を通じて、面接により各教員に結果をフィードバックし、次年度の課題を明確化するようにしている。

教員の資質の向上を図るための取組みとして、「FD・SD委員会」を組織し、ハラスメントや産学連携などのテーマで「FD・SD研修会」を開催し、グループワーク形式のファカルティ・ディベロップメント（FD）も実施している。また、教育力・研究力・教学マネジメント力に視点を置いたSDマップを作成し、2017（平成29）年度からは、FD・SDの一環として臨床教育研修会を学内教員向けに開始している。将来的には実習病院指導者を対象とした臨床指導者研修会へ発展させ、臨床助教・臨床講師の任命制度につないでいくことを計画しており、赤十字医療施設と協働した教育支援システムの構築が期待される。

教員組織の適切性の検証については、「経営会議」を責任主体として取り組み、「第二次中期計画」に掲げたアクションプランに基づき、四半期ごとに点検・評価を行っている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

貴大学は、赤十字の理念である「人道」を基盤に、学部・研究科ごとに、教育理念・目的に基づいて教育目標を設定し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、学部・研究科ともに概ね関連しているが、修士課程においては、高度看護実践教育に関して区別した内容となっていないことを課題としている。これらの方針は、『学生便覧』『大学院学生便覧』に掲載し、学生及び教員に配付するとともにホームページ等で公表している。学部・研究科ともに2019（平成31）年度にカリキュラム改正を予定しており、カリキュラムワーキンググループを立ち上げ、つながりを視覚的に捉えられるカリキュラムツリー等による学部・研究科の教育目標や学位授与方針・教育課程の編成・実施方針を検討している。

教育理念・目的に基づき、教育目標を学部では、「赤十字の人道理念を実践できる看護専門職を育成する」等の6項目を定め、研究科では、「赤十字の基本原則に基づき、看護学の発展に寄与できる教育者・研究者を育成する」等の5項目を定めている。

教育目標に基づき、学位授与方針を学部では、「赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護する専門的立場から行動することができる」等の8項目を定め、修士課程では、「赤十字の基本原則に基づいた豊かな人間性を備えて

いる」等の5項目を定め、博士後期課程では、「看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している」等の2項目を定めている。

学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針として、学部では「赤十字の理念である『humanity』を基盤として、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護できる看護専門職者の育成を目的とし」「保健医療における諸問題を科学的に分析・考案し、的確に対応できる基礎的能力、看護の基本原則を看護実践に応用できる能力を育むこと」等と定め、修士課程では「赤十字の看護の歴史を理解し発展させるため、『赤十字と看護の歴史』を必修共通科目におく」等の5項目を定め、博士後期課程では「看護学を導く理論を探求するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく」等の5項目を定めている。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、学部及び研究科のカリキュラム委員会を責任主体として取り組むほか、「IR委員会」及び「自己点検・評価委員会」で学習成果の調査や授業評価アンケートなどの結果を分析し、その結果を基に「教育の質保証委員会」で学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について審議・検討を行っている。なお、2017（平成29）年度からは、カリキュラム委員会を廃止し、「教育の質保証委員会」が責任主体となって検証を進めており、2016（平成28）年度から開始した外部評価で指摘された、学部の教育目標及び学位授与方針の公表が不十分であること、研究科におけるカリキュラムマップが不在であることについて、自らの検証結果も踏まえて改善に取り組んでいる。なお、博士後期課程においては、2016（平成28）年度に「共同看護学専攻自己点検評価委員会」を設置しており、教育の充実に向けた検証活動を進めることが望まれる。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

看護学部

質の高い看護師・保健師を養成するための教育課程を編成している。カリキュラム編成の基本となる主要概念は「人間」「環境」「健康」「看護」「赤十字」であり、「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」から構成された授業科目は、5つの主要概念に沿って配置している。さらにカリキュラムマップにおいて、「赤十字基本原則の行動化」など8つの卒業生特性とそれぞれのラーニングアウトカムとしてどのような科目を配置しているかを示している。以上のことから、教育課程の編成・実施

方針に基づき、教育課程は概ね適切に編成しているといえる。なお、新入生オリエンテーションにおいて、学部長より主要概念と学位授与方針の関連及び卒業生特性と卒業後の進路について説明を行っており、これによってどのような看護師・保健師養成を目標としているか学生に周知している。

また、学位授与方針に示されている「国際的視野に立った看護活動ができる基礎的能力を養う」ために、貴大学の位置する地域の特性も踏まえ、「英語」「ポルトガル語」等の語学学習や「文化人類学」「人間工学」等の教養科目を設置している。

教育課程の適切性の検証については、2016（平成 28）年度までは、カリキュラム委員会を責任主体として取り組んでいたが、2017（平成 29）年度からは、「教育の質保証委員会」を責任主体として取り組んでいる。なお、2019（平成 31）年度のカリキュラム改正にむけ、「教育の質保証委員会」の指示を受けてカリキュラムワーキンググループを立ち上げ、現行の教育課程の課題について、担当する領域間で意見交換を行うなど準備を進めている。

看護学研究科

看護学の研究・教育者及び高度な看護の実践者を養成するためにコースワークとリサーチワークを組み合わせ、適切な教育課程を編成している。

修士課程においては、「赤十字と看護の歴史」等の共通科目、研究・教育者コースに必要な「看護管理学」「臨床実践看護学」「地域生活看護学」「災害看護学」の4領域7分野にわたる専門科目、専門看護師（CNS）コースに必要な「母性看護」「小児看護」「精神看護」の3分野からなる専門科目を配置し、各コースの特性に合わせて、「看護理論」「国際人道法」「看護師の感情管理」などからなるコースワークと「特別研究」「課題研究」などからなるリサーチワークを組み合わせている。

博士後期課程は、共同看護学専攻の教育目標を達成するために、「共通科目」「専門科目」「看護学演習」「合同研究ゼミナール」からなるコースワークと「特別研究」からなるリサーチワークを組み合わせている。

教育課程の適切性の検証については、2016（平成 28）年度までは、大学院カリキュラム委員会を責任主体として取り組んでいたが、2017（平成 29）年度からは、「教育の質保証委員会」を責任主体として、「大学院教務・学生委員会」による授業評価アンケート・修了生の論文投稿数等の分析結果に基づき、取り組んでいる。なお、博士後期課程に関しては完成年度を迎えていないため、完成年度を迎えた後には、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性について検証することが望まれる。

(3) 教育方法

<概評>

看護学部

教育目標の達成に向け、講義、演習、実験・実習など必要な授業形態をとっている。初年次教育科目として、合宿研修、上級生の講演、患者体験の講演、卒業生の講演を通して学生間でグループワークを行うことを支援する「看護ふれあいセミナー」や討議方法、レポートの書き方、情報処理室の利用、図書館の資料検索方法等について講義する「スタディスキルズセミナー」といった少人数制による教育方法を必修科目として取り入れている。

また、学生が主体的に学べる教育方法として、動画配信システム等を用いたアクティブラーニングによる教育方法を導入している。具体的には、援助項目ごとの動画を作成し、その教材動画を配信し、学生が主体的に視聴することによって援助行動の形成を図っている。また、動画は学内に設置されているラーニングポッドや実習室で視聴可能であり、学生自身が教材動画を視聴するだけでなく、ロールプレイやシミュレーション教材を活用して考えることや画像を使った動作分析によりグループで意見を出し合って考えることにより、座学での学びと体験学習とのギャップを埋めるための工夫をしている。

シラバスについては、授業目的や評価方法・基準等を統一した様式で記載しており、毎年度のはじめに学生に配付している。なお、シラバスの第三者チェックは、2014（平成26）年度より教務委員会が第三者チェック担当教員を選定し、チェックシートなどを活用して行っている。また、シラバスに基づく授業を実施しているかは、セメスターごとの授業評価アンケートから評価している。なお、授業評価アンケートの評価項目は、授業全体について学生が捉えた評価と教員から捉えた評価という観点から構成している。各科目の学習目標到達度と成績評価基準との関連については今後、「IR委員会」の分析結果を受けて、教務委員会を中心に検討する予定である。成績評価は、シラバスに記載された評価方法で学習目標到達度を評価している。

教育内容・方法等の改善については、「学生による授業評価アンケート」を基に行うほか、「指導者のための教育ワークショップ」などのテーマで「FD・SD研修会」を開催している。また、2017（平成29）年度より3年間のSDマップを作成し、新入職の教職員を中心に3年間かけて、教育力・研究力・教学マネジメント力を養うことを目指し、その一環として、授業計画の立案方法・評価方法等について学ぶ機会を設けている。

看護学研究科

修士課程は、講義、演習、実習を一連のプロセスとして関連性をもって配置し、体系的に授業を展開している。研究指導は、主研究指導教員と副研究指導教員による複数研究指導体制をとっており、主・副研究指導教員が同席して研究指導を行っているが、副研究指導教員が学部の臨地実習指導等で同席できない場合もあり、状況に応じた指導を行っている。指導方針は、主・副研究指導教員間で相談し、学生が混乱することがないように努めており、教員には研究指導日時の報告を課している。研究計画書については、中間報告会を1年に2回開催しているほか、学生個々の進捗状況に応じた時期に報告を行っている。研究計画立案から修士論文作成までの研究指導の方法及び内容、年間スケジュールについては『大学院学生便覧』に明示している。

博士後期課程は同法人内の5つの看護大学による共同看護学課程であり、主研究指導教員は学生が学籍を置く大学に所属する専任教員が務め、他4つの構成大学院から1名ずつ選出された副研究指導教員と専用テレビ会議システム等を活用して研究指導を実施しており、『博士後期課程学生便覧』に示した研究指導の方法及び内容、年間スケジュールに基づき、複数指導体制をとっている。主研究指導教員は対面指導を行い、副研究指導教員を交えた研究指導はテレビ会議システムを用いている。主研究指導教員の指導方針を基にして、テレビ会議システムやメールでの調整を行っている。なお、全構成大学院の主研究指導教員が一堂に会する機会が1年に2回あり、その機会も利用して指導方針等の調整に努めている。

シラバスについては、授業目的や評価方法・基準等を統一した様式で記載しており、毎年度のはじめに学生に配付している。なお、シラバスの第三者チェックは、「大学院教務・学生委員会」が、第三者チェック担当教員を選定し、チェックシートなどを活用して行っている。シラバスに基づく授業を実施しているかは、セメスターごとの授業評価アンケートから評価している。

教育内容・方法の改善については、「学生による授業評価アンケート」を踏まえて適切性を図るとともに、研究科の全学生と教職員を対象とした特別講演会を実施し、論文審査のテーマなどで大学院教育のあり方を検討している。

(4) 成果

<概評>

卒業・修了要件は、学部・研究科ともに、学則、大学院学則及び『学生便覧』に掲載し、学生にあらかじめ明示している。

学位授与にあたっては、学部では教授会、研究科では研究科委員会で審議し、学

長が認定を行っている。ただし、修士課程においては、研究・教育者コースでは修士論文を、CNSコースでは課題研究論文を課しているものの、両コースともに修士論文の審査基準を用いて論文審査を行っているため、課題研究論文を審査する基準を策定するよう改善が望まれる。博士後期課程においては、2016（平成28）年度に論文審査基準を策定し、2017（平成29）年4月に学生に説明を行った。

学習成果について、学部においては、2015（平成27）年度に学位授与方針に基づくルーブリックを開発し、同年行った「学修時間及び学修成果に関する調査」の結果と看護師国家試験及び保健師国家試験の合格率を指標にしている。研究科においては、修士課程では、これまでの学位授与者数及びCNS（母性看護学）の資格取得者数を指標としてあげている。今後は、投稿論文の採択数、専門看護師認定審査の合格率、修了後の動向を指標として検討する予定である。また、「IR委員会」において、学部学生を対象に2016（平成28）年度及び2017（平成29）年度に、ディプロマポリシー到達度についてルーブリックを用いた調査を行った結果、語学力等の21項目間でばらつきがあり、成績評価結果についてもばらつきがあったことから、卒業後までのデータを分析する必要性を検証しており、次のカリキュラム改正に向けた課題としている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 看護学研究科修士課程において、特定課題の研究成果に関する論文を審査する基準が明文化されていないので、『大学院学生便覧』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学部・研究科ごとに定めており、学部では「看護を学ぶ意思を持つ人」等の5項目、研究科修士課程では「自らすすんで課題に取り組む意欲や探究心のある人」「国内外の諸問題に関心もち、多角的視点から考えることのできる人」等の5項目、博士後期課程では「常に探究心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人」等の7項目にわたって求める学生像を定めている。障がいがある学生の受け入れ方針は定めていないが、今後、大学として方針を定める予定である。これらの方針は、『大学案内』や『学生募集要項』、ホームページに掲載し、受験生を含む社会一般に公表している。

入学者選抜は、一般入学試験、推薦入学試験、社会人特別選抜入学試験、大学入

試験センター試験利用入学試験と多様な入試形態を実施している。なお、2013（平成25）年度より導入した大学入試センター試験利用者の半数は、一般入学試験との併願者であり、出願者の受験機会の増加につながっている。また、同年より推薦入学試験及び社会人特別選抜入学試験に、基礎学力調査（英語）を導入し、大学教育を受ける上で必要な能力・適切性の判定ができるようにしている。受験者等からの希望があれば、一般入学試験に限って科目別得点と総得点を開示しているほか、入学試験問題も提供している。入学試験は、「入試・広報委員会」が主体となり、実施方法等の検討や合否判定案を作成し、判定教授会の議を経て、学長が合格者を決定している。

研究科においても『学生募集要項』及びホームページで入学試験情報を発信するほか、年2回の説明会を開催している。選抜試験は大学院学則に基づき、「大学院入試・広報委員会」で方法の検討や合否判定案を作成し、判定研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定している。

定員管理については、看護学部、看護学研究科のいずれも、適切に定員管理を行っている。

学生の受け入れの適切性の検証については、学部では、アドミッションオフィスを責任主体として、学生募集及び入学者選抜試験方法や入試形態、入学後の成績との関係についての「IR委員会」による分析結果に基づき、検討している。また、入学試験終了後の判定教授会で、入学試験の適切性について検証を行っている。研究科では、研究科委員会を責任主体として、「大学院入試・広報委員会」と「大学院教務・学生委員会」からの入試成績と休学者数・退学者数の情報を基に、学生の受け入れについて検証を行っている。

なお、学部においては、2016（平成28）年度の外部評価において指摘された、学部の学生の受け入れ方針が具体性に欠けるという点について、カリキュラム委員会で審議を行い、さらに「教育の質保証委員会」での審議を経て教授会に諮り、入試方法を検討することとした。

6 学生支援

<概評>

学生支援については、2014（平成26）年度から5年間の「第二次中期計画」を掲げ四半期ごとにアクションプランを設定し、そのなかで「奨学金制度・特待生制度の拡充、きめ細やかな学生支援」と定めている。この目標は、「経営会議」、教授会、研究科委員会で説明及び確認を行って共有している。

修学支援については、学生の生活面及び学修面全般について、専任教員がチュー

ター（個人指導教員）を務め、補習・補充教育として入学前教育、習熟度別クラスなどに分けて、さらに、チューターが個々の学生の質問に対応し、理解度に応じた指導を行っている。退学・休学者に対しては、チューター、学生委員会委員長、学務部長、学務課が連携して面談等を行い、状況の把握に努めており、復学者や卒業延期者の履修計画については、学務課も加わって履修指導を行っている。障がいのある学生に対しては、在籍している学生ごとに個別に対応しているが、大学としてその他の障がいのある学生に対する措置は講じていないため、「教育の質保証委員会」が中心となり方針の調整を行うこととしている。経済的支援については、貴大学独自の奨学金のほか、日本学生支援機構関連、日本赤十字社関連の奨学金などを活用した支援を行っており、大部分の学生が奨学金制度を活用している。

生活支援については、オフィス・アワーなどを設け、学生の日々の生活に関連した相談に対応している。心身の健康に関する相談は学生・キャリア支援係長や学務課職員だけでなく、スクールカウンセラーである臨床心理士が週2回、学生相談室で対応している。また、2013（平成25）年度より時系列で面談記録が確認できるよう学務システム（メソフィア）を整備し、学生個々への支援に役立てている。各種ハラスメント防止に向けた取組みとして、2016（平成28）年12月に「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を策定し、相談員を設けている。2016（平成28）年度は、教員及び学部学生、大学院学生を対象にハラスメント研修会を実施し、2017（平成29）年度は、学部と研究科の『学生便覧』に「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を掲載し、新入生及び新入職の教職員を対象に研修会を実施している。

進路支援については、学生・キャリア支援室を設け、就職説明会や奨学金説明会、就職ガイダンス等を実施し、資格取得に加えて就職活動の方法について学生へ情報提供を行っている。また、学部における学生の就職及び進学などのキャリア支援として、学生の修学及び生活を支援する立場の学務部長、大学生生活から就職支援まで相談対応を行うキャリア支援係長として、赤十字医療施設の看護師が3年ごとに出向し、学生の在学時から臨床現場におけるリアリティショックを緩和する役割等を担っている。

学生支援の適切性の検証については、学生委員会及び「教育の質保証委員会」が「第二次中期計画」に掲げたアクションプランに基づいて点検・評価を行い、その報告を受けて教授会で検討し、それに基づき「経営会議」が四半期ごとに検証に取り組んでいる。

7 教育研究等環境

<概評>

貴大学は、「第二次中期計画」において、教育研究等環境に関する方針として、「学生が自由に自己学習又はグループ学習できる場の提供や図書館の環境整備などを促進する」「科学研究費補助金の獲得と体制の整備」などを定めている。また、施設・設備については、「10年間にわたる財務シミュレーション」に基づき、財政状況と照合しつつ、適切な維持管理を行っており、教育資機材については、「経営会議」の審議を経て、今後6年間をかけて優先順位を定め順次整備していくとしている。

校地・校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を上回っており、十分な施設・設備を整備している。また、障がい者への配慮として、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に則したバリアフリーの設計による施工をしている。

図書館は、専門的な知識を有する専任職員を配置し、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや「医中誌Web」などの学術情報へのアクセス環境も整備しており、座席数や開館時間は、学生の学修に配慮している。前回の大学評価において、蔵書量の少なさを指摘されたが、その後、図書選択委員会を設けて図書の内容の検討や蔵書の充実を図っている。

専任教員に対し、講師以上は個室、助教・助手は共同研究室を整備している。教員の研究時間は、教育運営に支障の無い範囲で柔軟に対応できるようにしており、ティーチング・アシスタント（TA）を採用することで人的支援を行っている。教員研究費は、職位に応じて個人研究費が支給されており、2015（平成27）年度からは個人研究費を減額したものの、その代わりに、外部資金獲得に向け教員全員が応募することを目標に掲げ、採択者にはインセンティブを加えて分配する制度とした。

研究倫理に関しては、「研究倫理委員会」による研究計画書の倫理審査を義務づけ、2017（平成29）年度に運営組織を改編し、「研究倫理審査委員会」を独立させた。それに伴い、研究計画書の倫理審査を同委員会にて行っている。また、研究不正の防止に関して、「日本赤十字豊田看護大学における研究活動に関する行動規範」を定め、「FD・SD研修会」において研究倫理委員会委員により「研究倫理審査の申請方法について」などの研修を実施し、人を対象とする研究を実施する教員、大学院学生、学部学生にはeラーニングによる倫理教育プログラム（CITI Japan）の受講を義務づけている。

教育研究等環境の適切性の検証については、「第二次中期計画」に掲げたアクションプランに基づき、「経営会議」が四半期ごとに検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

貴大学は、「第二次中期計画」において、社会連携・社会貢献に関する方針として、「地域社会との連携強化」「地域住民への生涯学習の場の提供」「社会活動の推進」などを挙げている。「第二次中期計画」については、年度初めの教員会議等において教職員に周知している。

2004（平成16）年度の開学当初から地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目標としたヘルスプロモーションセンターを設置し、社会連携・社会貢献活動を行っている。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動内容として、2007（平成19）年度から継続している「逢妻ふれあい祭りでの健康チェック」や2010（平成22）年度に豊田市との共催で実施し、現在も継続している「食育フェスタ」等がある。2014（平成26）年度には運営に関する規程を整備し、「地域の保健・医療・福祉の向上に関する事、及び全学的な地域連携に関する事」を活動方針として定め、2015（平成27）年度から「ヘルスプロモーション・公開講座委員会」を中心としたヘルスプロモーション事業を実施する体制を整備した。開学時より行われている公開講座は、地域住民との直接の触れ合いを重視した内容となっている。豊田市社会福祉協議会の協賛により開催されたメンタルヘルスに関する教育講座は、地域のニーズに応じた、発達障がい、うつ病、認知症をテーマとした事業で、参加者も多く一定の成果を上げている。なお、2017（平成29）年度からは、摂食嚥下障がいへの理解を深めるための専門職向け研修会も始めた。

また、クラブ・サークル活動による社会貢献として、災害に関する勉強やボランティアなどを行っている「災害支援サークルDMAC」、主に地域の子どもたちを対象にしたイベントのボランティアを行う「青年赤十字奉仕団」、父と子の関係を深め、母親に育児休暇の時間をつくることを目的とした「父と子の日サークル」、カンボジアの子どもたちへの衛生教育指導を目的とした「Serendipity」など、多様なボランティア活動を行っており、活動は学生委員会が掌握している。

社会貢献・社会連携の適切性の検証については、2016（平成28）年度までは、責任主体である「経営会議」が「第二次中期計画」に掲げたアクションプランに基づき検証を行っていたが、2017（平成29）年度からは、ヘルスプロモーションセンターが責任主体となり「地域連携委員会」と連携しながら事業に取り組み、活動内容の適切性を検証することとしている。今後は、全学的な地域連携に向け、学生のボランティア活動を含めて包括的な活動へと発展させることが期待される。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

管理運営方針として定めたものはないが、法人の「第二次日本赤十字学園中期計画（平成26～30年度）」に基づいて、大学は5ヵ年の「第二次中期計画」を立案し取り組むべき施策を明示しており、教員会議や事務局連絡会議において説明している。

学長をはじめとする所要の職は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」で、学長、副学長、学部長又は学科長及び研究科長、事務局長又は事務部長、次長または副部長、学務部長、図書館長、教育研究施設の長を置くことを定め、さらに、それぞれの役割等についても定めている。また、学長の選任は「学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程」に定めている。なお、学部長、研究科長の選考は、「日本赤十字豊田看護大学学部長等選考規程」及び「日本赤十字豊田看護大学学部長等候補者選考委員会規程」により行っている。

意思決定に関して、大学の管理運営のために「経営会議」を置き、「経営会議」からの付託を受けて、教授会及び研究科委員会を設けている。それぞれの役割は、「組織分掌規程」で定めており、規程を整備し適切な管理運営を行っている。

事務組織については「組織分掌規程」に基づいて配置している。事務職員については、日本赤十字愛知県支部からの出向職員であり、事務局長、事務局次長、総務課、経理課、学務課、企画・地域交流課、図書館課を設置し職員を配置している。各課の事務分掌は「組織分掌規程」に定めている。事務職員の資質の向上に向けて、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」に準じ「日本赤十字社職員勤務評定実施要項」を定め、職員による自己評価、上司による勤務評価を実施している。また、事務職員が教員と協働して業務に取り組めるよう毎年ワークショップを導入した学内の「FD・SD研修会」に参加するとともに、それ以外に「データ処理とSPSSによるデータ分析」などのテーマで「SD研修会」を実施している。ただし、事務職員は支部の出向職員であることから定期的に他施設へ異動するため、大学運営のスペシャリストが育たない課題があることを検証している。SDマップに基づいた「SD研修」により資質の向上に努めており、今後、長期的な固定配置に向けた協議を予定しているとのことなので、教育の質の確保に向けた協働が進めやすい人事体制の整備が期待される。

管理運営の適切性の検証については、各種委員会、事務局主管課を責任主体として計画項目の達成状況を定期的に検証しながら改善に努めている。

予算配分については「経営会議」が責任主体となって取り組んでおり、予算執行は、担当課・経理課双方による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行予定額を

精査するとともに、経理課で予算執行状況を管理できる体制とし、事業実施後は、経理課が事業計画に基づき、予算執行が適正に実施されたかについて点検を行っている。予算配分と執行プロセスの適切性の検証については、経理課が予算執行状況を管理し、予算執行の適切性についても点検している。

財務監査については、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」に基づき、監査法人が年2回（期中・期末）の監査を実施している。また、監事による監査が行われており、監事は学園の理事会・評議員会において報告を行っている。

（2）財務

<概評>

貴大学は、法人で策定している「第二次日本赤十字学園中期計画（平成 26～30 年度）」に基づき、2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの5年間の財政計画を策定し、事業活動収入や今後の修繕計画などを踏まえた収支状況を予測しており、「外部資金獲得による財政基盤の強化」などを目標に掲げ、財政基盤の安定に努めている。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べて、法人全体の人件費比率はやや高いが、それ以外の比率は概ね良好である。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しており、教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金へ応募件数を増加させるため、2015（平成 27）年度から「科研費インセンティブ制度」を導入したものの、現状では成果は出ていないので、より一層の努力が期待される。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、教育の質が一定水準にあることを自らの責任で恒常的・継続的に説明・証明するために、質保証を掌る会議体として 2014（平成 26）年に「教育の質保証委員会」を設置し、各種委員会規程等の改定を行い、内部質保証システムの構築に向けた体制整備に努めている。同委員会は、「自己点検・評価委員会」や「IR委員会」等と協働しながら、大学評価の準備や指摘事項の改善に取り組み、「学修時間及び学修成果に関する調査」及び「学部アンケート」「大学院アンケート」による自己点検・評価を担当するとしている。また、2016（平成 28）年度からは、学外からの意見を聴取する仕組みの構築にも努めており、年に2回ほど「日本赤十

日本赤十字豊田看護大学

字豊田看護大学参与会」及び「中部ブロック各県支部・病院連絡協議会」に貴大学の諸活動を報告し、学外者の視点による評価を受けている。

これまでの自己点検・評価活動の実績として、2010（平成22）年度に本協会の大学評価を受けた際に自己点検・評価を行ったほか、2014（平成26）年度には独自に点検・評価を行い、『大学評価中間報告書』を「自己点検・評価委員会」がまとめている。また、2016（平成28）年度には、愛知県内外の看護系大学の教員から教育理念・目的と3つのポリシーに係る評価を受け、その結果を「外部評価結果報告書」にとりまとめている。

なお、前回の大学評価に際して行った自己点検・評価の結果については、財務状況や学校教育法施行規則において求められている情報とともに、ホームページに掲載し、『大学評価中間報告書』や「外部評価結果報告書」については、刊行物として公表している。

2017（平成29）年度には、運営組織を改編し、「IR委員会」を学長直属の組織として独立させ、大学全体に関わる事項の検証責任を持つ「経営会議」のもとに、教育プログラムや授業の内容・方法を検証する「教育の質保証委員会」を置き、内部質保証システムの構築に向けた検討が進められている。これらの体制のもとに従来から設けられていた「自己点検・評価委員会」「FD・SD委員会」「履修証明プログラム検討会議」等を位置付け、それぞれの会議体で自己点検・評価を行い、その結果を基に「教育の質保証委員会」で全学的な観点から自己点検・評価し、「経営会議」で改善策を審議・決定する体制を整備した。なお「IR委員会」は、改善策を検討するうえで必要な学習成果の調査結果や授業評価アンケート結果などの分析データを「経営会議」に提供している。

運営体制は改定したばかりであり、現在、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの大学の「第二次中期計画」に基づくアクションプランを「経営会議」で作成し、四半期ごとに自己点検・評価を行っていることから、これを基に、「教育の質保証委員会」を中心に教育の質が一定水準にあることを自らの責任で恒常的・継続的に説明・証明していくことが期待される。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2021（平成33）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上